

平成26年生駒市議会（第4回）定例会議案

平成26年9月16日

生 駒 市

平成26年生駒市議会（第4回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
報告第6号	平成25年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について	1～3
報告第7号	平成25年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について	4～6
議案第54号	平成25年度生駒市一般会計決算の認定について	7
議案第55号	平成25年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について	8
議案第56号	平成25年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計決算の認定について	9
議案第57号	平成25年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について	10
議案第58号	平成25年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について	11
議案第59号	平成25年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	12
議案第60号	平成25年度生駒市下水道事業特別会計決算の認定について	13
議案第61号	平成25年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算の認定について	14
議案第62号	平成25年度生駒市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	15
議案第63号	平成25年度生駒市病院事業会計決算の認定について	16
議案第64号	平成26年度生駒市一般会計補正予算（第3回）	17～25
議案第65号	平成26年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回）	26～31
議案第66号	平成26年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）	32～34
議案第67号	生駒市職員の修学部分休業に関する条例の制定について	35～37

議案第 68 号	生駒市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	38～43
議案第 69 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	44～47
議案第 70 号	生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	48
議案第 71 号	生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案第 72 号	生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	50～52
議案第 73 号	生駒市生駒北スポーツセンターの指定管理者の指定について	53
議案第 74 号	市道路線の認定について	54～55
議案第 75 号	市道路線の廃止について	56
議案第 76 号	生駒市教育委員会委員の任命について	57
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	58

平成25年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく生駒市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.28)	— (17.28)	3.7 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、「—」と記載している。
- 2 将来負担比率が算定されないため、「—」と記載している。
- 3 生駒市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

平成26年9月16日提出

生駒市長 山下 真

生 監 第 6 4 号
平成 2 6 年 8 月 2 1 日

生駒市長 山下 真 様

生駒市監査委員 藤 本 勝 美
生駒市監査委員 井 上 圭 吾
生駒市監査委員 伊 木 ま り 子

平成 2 5 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による平成 2 5 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

平成25年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査意見書

第1 審査の概要

市長から提出された生駒市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第2 審査の期間

平成26年7月15日から平成26年8月21日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の生駒市健全化判断比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、適正に作成されていることが認められた。

記

健全化判断比率等

(単位：%)

比率名	平成25年度比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.28
連結実質赤字比率	—	17.28
実質公債費比率	3.7	25.0
将来負担比率	—	350.0

- (注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載している。
- 2 将来負担比率については、将来負担比率が算定されないため、「—」を記載している。

2 個別意見

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (2) 実質公債費比率については、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っていることから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (3) 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率が算定されないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

平成 25 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 2 条第 1 項の規定により、平成 25 年度決算に基づく水道事業会計、下水道事業特別会計及び病院事業会計の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

（単位 %）

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業特別会計	— (20.0)
病院事業会計	— (20.0)

備考

- 1 資金の不足額がないため、「—」と記載している。
- 2 生駒市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

平成 26 年 9 月 16 日提出

生駒市長 山下 真

生 監 第 6 5 号
平成26年8月21日

生駒市長 山下 真 様

生駒市監査委員 藤本 勝 美
生駒市監査委員 井上 圭 吾
生駒市監査委員 伊木 まり子

平成25年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による平成25年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

平成25年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査意見書

第1 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第2 審査の期間

平成26年7月31日から平成26年8月21日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の生駒市資金不足比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、適正に作成されていることが認められた。

記

資金不足比率等

(単位:%)

特別会計の名称	平成25年度比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額がなく比率が算定されないため、「—」を記載している。

2 個別意見

水道事業会計、下水道事業特別会計及び病院事業会計においては、資金不足額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

議案第 54 号

平成 25 年度生駒市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度生駒市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 26 年 9 月 16 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 55 号

平成 25 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 26 年 9 月 16 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 56 号

平成 25 年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計決算の認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成
25 年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を
付けて議会の認定に付する。

平成 26 年 9 月 16 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 57 号

平成 25 年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度生駒市介護保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 26 年 9 月 16 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 58 号

平成 25 年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度生駒市国民健康保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 26 年 9 月 16 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 59 号

平成 25 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 26 年 9 月 16 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 60 号

平成 25 年度生駒市下水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度生駒市下水道事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 26 年 9 月 16 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 61 号

平成 25 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 26 年 9 月 16 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 62 号

平成 25 年度生駒市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 25 年度生駒市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分し、併せて同法第 30 条 4 項の規定に基づき、平成 25 年度生駒市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 26 年 9 月 16 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 63 号

平成 25 年度生駒市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 25 年度生駒市病院事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 26 年 9 月 16 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 64 号

平成26年度生駒市一般会計補正予算（第3回）

平成26年度生駒市の一般会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,068,405千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,378,233千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成26年9月16日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		4,967,986	20,432	4,988,418
	2 国庫補助金	1,186,870	20,432	1,207,302
15 県支出金		2,218,337	13,303	2,231,640
	2 県補助金	689,300	13,303	702,603
17 寄附金		37,426	17,000	54,426
	1 寄附金	37,426	17,000	54,426
18 繰入金		645,864	-166,140	479,724
	1 基金繰入金	645,864	-166,140	479,724
19 繰越金		300,000	964,310	1,264,310
	1 繰越金	300,000	964,310	1,264,310
21 市債		3,570,200	219,500	3,789,700
	1 市債	3,570,200	219,500	3,789,700
歳 入 合 計		36,309,828	1,068,405	37,378,233

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,856,513	612,000	4,468,513
	1 総務管理費	2,998,554	580,000	3,578,554
	2 徴税費	513,012	32,000	545,012
3 民生費		13,283,138	26,012	13,309,150
	1 社会福祉費	5,174,067	26,012	5,200,079
8 教育費		6,442,833	17,326	6,460,159
	4 幼稚園費	2,269,001	17,326	2,286,327
10 公債費		3,283,290	413,067	3,696,357
	1 公債費	3,283,290	413,067	3,696,357
歳 出 合 計		36,309,828	1,068,405	37,378,233

第 2 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法
幼稚園 整備事業	899,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを 行った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金に ついてはそ の融資条 件により 、銀行そ 他の場合 にはその 債権者と 協定する ものとし 、市財政 の都合に より据置 期間及び 償還期限 を短縮し 、若しくは 繰上償還 又は低利 に借換え ることが できる。	1,119,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを 行った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金に ついてはそ の融資条 件により 、銀行そ 他の場合 にはその 債権者と 協定する ものとし 、市財政 の都合に より据置 期間及び 償還期限 を短縮し 、若しくは 繰上償還 又は低利 に借換え ることが できる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	47,925	17,032	64,957	1 総務管理費補助金	17,032	がんばる地域交付金
2 民生費国庫補助金	482,324	3,400	485,724	1 社会福祉費補助金	3,400	生活・介護支援サポーター養成事業補助金
計	1,186,870	20,432	1,207,302			

[単位 千円]

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	639,314	13,303	652,617	1 社会福祉費補助金	13,303	介護基盤緊急整備等臨時特例補助金 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金
計	689,300	13,303	702,603			

[単位 千円]

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般寄附金	4,001	17,000	21,001	1 一般寄附金	17,000	ふるさと生駒応援寄附金
計	37,426	17,000	54,426			

[単位 千円]

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 公共施設整備基金繰入金	166,140	-166,140	0	1 公共施設整備基金繰入金	-166,140	
計	645,864	-166,140	479,724			

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	300,000	964,310	1,264,310	1 繰越金	964,310	前年度繰越金
計	300,000	964,310	1,264,310			

(款) 21 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育債	959,900	219,500	1,179,400	2 幼稚園債	219,500	生駒台幼稚園改築事業債 南こども園整備事業債
計	3,570,200	219,500	3,789,700			48,800 170,700

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				国県支出金	財源その他				
					地方債	一般財源			
5 財産管理費	780,873	580,000	1,360,873			25 積立金	580,000	減債基金	
計	2,998,554	580,000	3,578,554		580,000				

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				国県支出金	財源その他				
					地方債	一般財源			
1 税務総務費	321,271	17,000	338,271		17,000 (寄)	25 積立金	17,000	ふるさと生駒応援基金	
2 賦課徴収費	191,741	15,000	206,741			23 償還金利子及び割引料	15,000	過年度税額更正還付金及び加算金	
計	513,012	32,000	545,012		17,000				

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				国県支出金	財源その他				
					地方債	一般財源			
1 社会福祉総務費	582,844	3,856	586,700	3,856 (県補)		13 委託料	3,856	生活困窮者自立支援制度円滑化特別対策事業委託料	
4 老人福祉費	426,301	6,826	433,127	3,400 (国補)		7 賃金	828	臨時雇賃金	
					3,426	8 報償費	500	謝礼	

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				特出金	地方債	その他						
										一般財源		
										国	県	支
9 旅費						9	120	普通旅費				
11 需用費						11	1,636	消耗品費 印刷製本費				
12 役務費						12	100	保険料				
14 使用料及び賃借料						14	216	自動車借上料等				
23 償還金利子及び割引料						23	3,426	過年度償還金				
15 工事請負費	65,872	15,330	81,202	9,447 (県補)		5,883	15,330	介護予防拠点施設整備工事				
計	5,174,067	26,012	5,200,079	16,703		9,309						

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				特出金	地方債	その他						
										一般財源		
										国	県	支
2 幼稚園施設整備費	1,536,483	17,326	1,553,809		-166,140 (繰入)	-36,034	13,081	南こども園建築等工事				
計	2,269,001	17,326	2,286,327		-166,140	-36,034	4,245	施設用備品				

(款) 10 公債費

(項) 1 公債費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出名	特定地方債	財源その他	区分	金額		
1 元金	3,030,017	413,067	3,443,084				一般財源	413,067	413,067	長期償還元金
計	3,283,290	413,067	3,696,357					413,067		23 償還金利子及び ひ割引料

平成 26 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）

平成 26 年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 865 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 303, 015 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 9 月 16 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		1,311,074	897	1,311,971
	1 国庫負担金	1,233,712	192	1,233,904
	2 国庫補助金	77,362	705	78,067
4 支払基金交付金		2,019,889	4,569	2,024,458
	1 支払基金交付金	2,019,889	4,569	2,024,458
5 県支出金		1,041,845	747	1,042,592
	1 県負担金	1,012,841	394	1,013,235
	2 県補助金	29,004	353	29,357
7 繰入金		1,178,861	3,652	1,182,513
	2 基金繰入金	87,264	3,652	90,916
歳 入 合 計		7,293,150	9,865	7,303,015

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		1,956	6,213	8,169
	1 基金積立金	1,956	6,213	8,169
5 諸支出金		3,544	3,652	7,196
	1 償還金及び還付加算金	3,544	3,652	7,196
歳 出 合 計		7,293,150	9,865	7,303,015

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	1,233,712	192	1,233,904	2 過年度分	192	
計	1,233,712	192	1,233,904			

[単位 千円]

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業介護予防交付金	13,166	705	13,871	2 過年度分	705	
計	77,362	705	78,067			

[単位 千円]

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費交付金	2,004,616	4,569	2,009,185	2 過年度分	4,569	
計	2,019,889	4,569	2,024,458			

[単位 千円]

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	1,012,841	394	1,013,235	2 過年度分	394	

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分	
計	1,012,841	394	1,013,235			

[単位 千円]

(款) 5 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分	
1 地域支援事業介護予防交付金	6,583	353	6,936	2 過年度分		353
計	29,004	353	29,357			

[単位 千円]

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分	
1 介護給付費準備基金繰入金	87,264	3,652	90,916	1 介護給付費準備基金繰入金		3,652
計	87,264	3,652	90,916			

[単位 千円]

歳 出

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特定財源		その他			
				国庫支出金	地方債				
1 介護給付費準備基金積立金	1,956	6,213	8,169	1,644 (国負)	4,569 (基)	4,569	25 積立金	6,213	介護給付費準備基金
計	1,956	6,213	8,169	1,644	4,569	4,569			

[単位 千円]

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特定財源		その他			
				国庫支出金	地方債				
2 償還金	10	3,652	3,662		3,652 (繰入)	3,652	23 償還金利子及び割引料	3,652	国庫支出金等精算返還金
計	3,544	3,652	7,196		3,652	3,652			

[単位 千円]

平成 26 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）

平成 26 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 206,490 千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,931,806 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 9 月 16 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 繰入金		693,358	206,490	899,848
	2 基金繰入金	1	206,490	206,491
歳 入 合 計		11,725,316	206,490	11,931,806

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 諸支出金		10,200	206,490	216,690
	1 償還金及び還付加算金	9,100	206,490	215,590
歳 出 合 計		11,725,316	206,490	11,931,806

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 9 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	1	206,490	206,491	1 財政調整基金繰入金	206,490	
計	1	206,490	206,491			

歳出

(款) 11 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				特定財源 国県支出金	地方債 その他	一般財源	
3 償還金	1,000	206,490	207,490			206,490	療養給付費交付金等精算返還金
計	9,100	206,490	215,590			206,490	

生駒市職員の修学部分休業に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年9月16日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業（同条第1項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が修学部分休業をすることを承認することができる。

2 前項の規定による承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

(大学等教育施設)

第3条 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるのであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（修学部分休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 学校教育法第108条に規定する短期大学
- (4) 学校教育法第115条に規定する高等専門学校
- (5) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (6) 学校教育法第134条に規定する各種学校
（修学部分休業の期間）

第4条 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、3年とする。

（修学部分休業の承認の申請）

第5条 修学部分休業の承認の申請は、修学部分休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の修学の内容を明らかにしてしなければならない。

（修学部分休業の期間の延長）

第6条 修学部分休業をしている職員は、当該修学部分休業を開始した日から引き続き修学部分休業をしようとする期間が第4条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、修学部分休業の期間の延長を申請することができる。

2 修学部分休業の期間の延長は、規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、修学部分休業の期間の延長の承認について準用する。

(修学部分休業取得中の給与)

第7条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(修学部分休業の承認の取消し等)

第8条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

(1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。

(2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

2 任命権者は、修学部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となったときは、当該修学部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（修学部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。）を短縮することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。

生駒市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年9月16日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場

合として規則で定める場合は、3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年とする。

（大学等教育施設）

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるのであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前2号に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）
- (4) 学校教育法第108条に規定する短期大学
- (5) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (6) 学校教育法第134条に規定する各種学校

（奉仕活動）

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、国際協力の促進に資する外国における奉

仕活動のうち、職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

(自己啓発等休業の承認の申請)

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほ

か、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取るにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事

することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 自己啓発等休業をした期間についての生駒市職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する理由又はこれに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の同項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の市長が定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数）」とする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年11月1日から施行する。

（生駒市職員定数条例の一部改正）

- 2 生駒市職員定数条例（昭和42年4月生駒市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項の規定により同項の自己啓発等休業をしている職員

（生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 3 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市

条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 4 条を第 2 5 条とし、第 2 1 条から第 2 3 条までを 1 条ずつ繰り下げ、
第 2 0 条の次に次の 1 条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第 2 1 条 地方公務員法第 2 6 条の 5 第 1 項の規定による承認を受けた職員に
は、同項の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

議案第 69 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

平成26年9月16日

生駒市長 山下 真

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例
第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第8条第1項を次のように改める。

住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住する住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)
- (2) 第8条の3第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

第8条の2の次に次の1条を加える。

(単身赴任手当)

第8条の3 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、23,000円(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条の2中「及び第8条」を「、第8条及び第8条の3」に改める。

第20条中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

(技能職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 技能職員の給与に関する条例(昭和41年10月生駒市条例第35号)

の一部を次のように改正する。

第2条中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

(生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第6条を次のように改める。

(住居手当)

第6条 住居手当は、次に掲げる職員のうち、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定めるものに支給する。

(1) 自ら居住する住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

(2) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの

第7条の次に次の1条を加える。

(単身赴任手当)

第7条の2 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして

困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第24条中「第6条」の次に「、第7条の2」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の技能職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成26年10月1日から適用する。

議案第 70 号

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年9月16日

生駒市長 山下 真

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

生駒市立保育所条例（昭和30年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考第5項第1号中「母子世帯等」を「母子世帯」に、「母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条の配偶者のない者」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項の配偶者のない女子」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項の配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 71 号

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年9月16日

生駒市長 山下 真

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年9月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号イ中「母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と死別した男子で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの又はこれに準ずる者」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子」に改め、同号エ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号オ中「、婚姻」の次に「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 16 日

生駒市長 山下 真

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例

生駒市火災予防条例（昭和 37 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 避難管理（第 35 条—第 42 条）」を「第 5 章 避難管理（第 5 章の 2 屋外催しに係る防火管理（第 42 条の 2・第 42 条の 3）」に改める。

第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章の 2 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第 42 条の 2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第 5 条の 2 第 1 項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ

め、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに)、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第49条に次の1号を加える。

- (4) 第42条の3第2項の規定に違反して同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第50条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「同条の罰金刑」を「、同条の刑」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の生駒市火災予防条例第5章の2の規定は、適用しない。

生駒市生駒北スポーツセンターの指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒市生駒北スポーツセンター（体育館、野球場、グラウンド、グラウンドランニングトラック、テニスコート）

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

HOSグループ

構成団体（代表） 株式会社東大阪スタジアム

大阪府東大阪市下小阪2丁目9番17号

構成団体 天正株式会社

大阪府東大阪市下小阪2丁目9番17号

3 指定の期間

生駒市生駒北スポーツセンター各施設の供用開始日から平成32年3月31日まで

平成26年9月16日提出

生駒市長 山下 真

議案第 74 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	翠光台1号線	壺分町81番10先 壺分町67番250先	
2	翠光台2号線	壺分町68番24先 壺分町68番23先	
3	翠光台3号線	壺分町68番16先 壺分町68番11先	
4	翠光台4号線	壺分町68番98先 壺分町68番110先	
5	翠光台5号線	壺分町68番28先 壺分町68番93先	
6	翠光台6号線	壺分町68番36先 壺分町68番136先	
7	翠光台7号線	壺分町68番42先 壺分町68番44先	
8	翠光台8号線	壺分町67番266先 壺分町67番252先	
9	翠光台9号線	壺分町67番286先 壺分町68番125先	
10	翠光台10号線	壺分町67番286先 壺分町67番246先	

11	翠光台 1 1 号線	壺分町 6 7 番 2 7 5 先 壺分町 6 7 番 2 7 3 先
12	翠光台 1 号歩行者専用道	壺分町 6 8 番 1 3 先 壺分町 6 8 番 7 8 先
13	翠光台 2 号歩行者専用道	壺分町 6 8 番 1 6 先 壺分町 6 8 番 3 1 先
14	翠光台 3 号歩行者専用道	壺分町 6 8 番 3 2 先 壺分町 6 8 番 2 7 先
15	新生駒台線支線 8 号	小明町 6 5 8 番 5 先 小明町 6 5 9 番 8 先
16	新生駒台線支線 9 号	小明町 6 6 2 番 7 先 小明町 6 5 9 番 1 0 先

平成 2 6 年 9 月 1 6 日提出

生駒市長 山 下 真

議案第 75 号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	壱分乙田線支線5号	壱分町81番10先 壱分町81番11先	

平成26年9月16日提出

生駒市長 山下 真

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 正 田 博 司

生年月日 昭和●●年●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 谷 口 清

生年月日 昭和●●年●月●●日

平成26年9月16日提出

生駒市長 山 下 真